

平成 26 年度 事業報告

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

概況

公益法人に移行し 3 年目を迎えた公益社団法人九段の平成 26 年度活動状況をご報告いたします。盡性園、至大荘を利用した事業活動、及び施設の整備は安全面を第一に考え、持続的な維持運営に努めています。

1. 事業の状況報告

(1) 事業目的別利用人数実績比率

・公益目的事業 1 (92%), 公益目的事業 2 (3%), その他の事業 (5%)

(2) 施設の貸与

A 盡性園 <稼働日数=310 日, 使用延べ人数=28,747 人(前年比 105%)>

- ①千代田区立九段中等教育学校(部活動・合宿) 延べ 8,788 人(構成比 31%)
- ②教育団体(公立/私立高校等)主として部活動・合宿 延べ 13,525 人(構成比 47%)
- ③青少年野球・サッカーチーム 延べ 3,829 人(構成比 13%)
- ④一般サークル団体 延べ 2,605 人(構成比 9%)

《地域との関連》

- ①稲城市との協力(災害時における協力体制・教育委員会・消防本部等)
- ②稲城市周辺団体への施設利用実績 12 ヶ月 90 回 延べ 1,647 人(構成比 6%)

B 至大荘 <利用日数=33 日, 使用延べ人数=2,920 人(5 団体と個人利用合計)>

- ①千代田区立九段中等教育学校至大荘行事・合宿 延べ 1,112 人(構成比 38%)
- ②都内児童養護施設 延べ 580 人(構成比 20%)
- ③親子の臨海体験 延べ 234 人(構成比 8%)
- ④一般宿泊希望者 延べ 845 人(構成比 29%)(菊友会 140 人含む)
- ⑤その他(陸上自衛隊救難訓練等)延べ 149 人(構成比 5%)

C 施設別収入実績(税抜き)

・盡性園 927 万円(前年比 95%)
・至大荘 763 万円(前年比 170%) 九段中等関係食事代一当年度から当法人経由支払い(234 万円)
合 計 1,690 万円(前年比 118%)

(3) 施設・設備の整備・拡充

A. 盡性園の施設整備

- ①散水設備ポンプ交換(4 月)
- ②テニスオムニコート補修・野球場防球ネット関連整備(5~7 月)
- ③哲明寮排水管設備全面改修(6~7 月)=投資計画
- ④グラウンドトイレ洋式化(7 月)
- ⑤哲明寮給水管設備改修(12 月)・給水ポンプ交換(2 月)
- ⑥アスファルト舗装全面改修(1 月)
- ⑦玄関インターロッキング改修・グラウンド通路整備(1~2 月)
- ⑧北門監視カメラ設置(2 月)
- ⑨哲明寮会議室設置(3 月)

B. 至大荘の施設整備

- ①ボイラー2基交換(6月)
- ②嶽えい寮前から正寮までの道路舗装(6月)=投資計画
- ③厨房外部トイレ改修(6月)
- ④消火器18台交換(9月)

*平成26年度設備投資計画のうち至大荘「風呂場屋根修理・外壁塗装」及び「管理人棟改修」は検討の結果、来年度以降に延期した。

2. 会員に関する報告

平成26年度末会員数=1,017名(正会員646名・賛助会員371名)

- ・千代田九段中等教育学校生徒保護者=738名(正会員443名・賛助会員295名)
- ・教職員=62名(正会員32名・賛助会員30名)
- ・第一東京市立中学、都立九段高の卒業生と保護者他=217名(正会員171名・賛助会員46名)

3. 理事会、社員総会に関する報告

平成26年5月22日(木) 第9回理事会	審議事項 1.平成25年度事業報告(案)及び決算(案)承認の件 2.平成26年度資金運用管理方針承認の件 3.事務局人事承認の件 4.第3回社員総会招集の件報告事項 報告事項 1.債券購入約定報告 2.会員の状況について	承認 承認 承認 承認
平成26年6月20日(金) 第3回社員総会	報告事項 1.平成26年度事業計画及び収支予算等 2.平成25年度事業報告 審議事項 1.平成25年度収支決算承認の件 2.理事1名選任の件	承認 承認
平成26年10月23日(木) 第10回理事会	報告事項 1.平成26年度上期事業報告 2.平成26年度上期収支報告 3.代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告 4.債券購入約定報告	
平成27年2月27日(金) 第11回理事会	報告事項 1.平成26年度4月~12月事業報告 2.平成26年度収支決算見込みについて 3.債券購入約定報告 4.代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告 審議事項 1.平成27年度事業計画(案)及び収支予算等(案)承認の件 2.平成27年度資金運用管理方針承認の件 3.印章取扱規程(案)承認の件	承認 承認 承認

4. 附属明細書

平成26年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項にて規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しない。